

様式 1

参 加 申 込 書

静岡県労政会館における指定管理者の募集に係る説明会に参加したいので申し込みます。

令和 年 月 日

静岡県知事 様

(提出者) 住 所

法人等の名称

代表者の氏名

(担当者) 担当部署

氏 名

電話番号

F A X

E-mail

○説明会出席者名簿

担 当 部 署	氏 名

グループ申請の場合は、担当部署の欄に所属する法人団体等の名称を併せて記入してください。

※施設見学参加会場(○印をしてください。)

沼津労政会館	
浜松労政会館	

様式2

質 問 書

法人等の名称

(担当者) 担当部署

氏 名

電話番号

F A X

E-mail

質問事項	質問内容

※質問事項の欄には、質問の対象となる記述の記載箇所を記載してください。

(例：募集要項〇ページ〇行目、〇〇に関する部分)

様式3 (用紙 日本産業規格A4縦型)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

主たる事務所の所在地

申請者 名称

代表者の氏名

静岡県労政会館の管理に関する業務を行いたいので、静岡県労政会館の設置及び管理に関する条例第12条第1項の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 3 法人にあつては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し
(代表者が外国人である場合にあつては、外国人登録証明書の写し)
- 4 団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類
- 5 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- 6 その他知事が必要と認める書類

様式 4

静岡県労政会館の指定管理に関する事業計画書（令和7年度～令和11年度）

法人等名 _____

1 県民の平等利用の確保
県民の平等利用の確保や労働関係者に対する優先使用の取組など、会館運営を行う上での基本的な考え方を記載してください。
2 安定した経営基盤及び利用料金の設定
利用料金の設定 ①利用料金の設定の考え方について記載してください。 条例で定める利用料金の上限額が、あらかじめ付表に記載されていますので、設定予定の利用料金額を同表の括弧内に記載してください。※当該上限額を利用料金額として設定する場合は、付表は提出不要です。 ②利用料金収入の年間見込額の積算方法について記載してください。

※ 必要に応じて、別紙を添付してください。

3 指定管理業務を遂行する能力
(1) 同種の施設の管理運営実績 実績がある施設については、適宜参考資料を添付してください。
(2) 指定管理に係る人員配置 ①施設ごとに、人数、役職、資格、勤務形態等が明確になるように、組織図、一覧表等を利用して記載してください。また、同種の施設の従事経験がある者についてはその旨を明示してください。 ②職員の教育研修体制について記載してください。

※ 必要に応じて、別紙を添付してください。

(3) 施設の維持管理等についての取組

①施設の清掃、警備、設備保安業務等について、業務ごとに実施内容・回数等を、一覧表等を利用して記載してください。

また、法に基づく点検・作業等を上回る取組を計画している場合は、その内容を記載して下さい。

②施設の補修・修繕等への対応について記載してください。

③地震、火災等の災害に対する対策を記載してください。

(4) 個人情報に関する保護措置

個人情報に関する保護措置を記載してください。

※ 必要に応じて、別紙を添付してください。

4 サービス向上、利用増進に関する計画

(1) 利用者に対するサービス向上策

サービス向上策について、現状の課題を示しつつ、利用者の満足度を高めるための取組を具体的に記載してください。(別添「業務基準」の資料2を参考に、受付開始期日、受付時間、利用料金の支払期限等について提案がありましたら、ここに記載してください。)

(2) 利用増進のための取組

利用増進のための取組を具体的に記載してください。また、労働者のスキルアップ等に資する自主事業について、提案してください。

※ 必要に応じて、別紙を添付してください。

(3) 利用者とのトラブル等への対応

利用者からの苦情やトラブルに対する対応策を記載してください。

(4) 地域への貢献及び勤労者福祉増進の取組

公の施設の管理者として、地域への貢献を果たすとともに、施設の設置目的である勤労者福祉の増進を図るために必要な方策を記入してください。

※必要に応じて、別紙を添付してください。

5 指定管理料の金額

指定管理料（県が支払う指定管理料）計画額と、その設定の考え方について記載してください。

※必要に応じて、別紙を添付してください。

(様式4の付表) 設定予定の利用料金額

○沼津労政会館

区 分		利 用 料 金					
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分 から21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
ホール	労働関係者 使用の場合	3,770円 ()	4,980円 ()	6,020円 ()	8,020円 ()	9,900円 ()	13,050円 ()
	その他の 場 合	4,400円 ()	5,350円 ()	6,500円 ()	8,650円 ()	11,100円 ()	14,510円 ()
第 1 会議室	労働関係者 使用の場合	3,040円 ()	3,350円 ()	4,400円 ()	5,350円 ()	6,920円 ()	8,850円 ()
	その他の 場 合	3,250円 ()	3,770円 ()	4,610円 ()	6,130円 ()	7,750円 ()	9,900円 ()
第 2 会議室	労働関係者 使用の場合	1,620円 ()	1,990円 ()	2,570円 ()	3,250円 ()	4,190円 ()	5,180円 ()
	その他の 場 合	1,780円 ()	2,200円 ()	2,720円 ()	3,620円 ()	4,500円 ()	6,020円 ()
第 3 会議室	労働関係者 使用の場合	1,310円 ()	1,470円 ()	1,990円 ()	2,570円 ()	3,250円 ()	4,400円 ()
	その他の 場 合	1,470円 ()	1,620円 ()	2,200円 ()	2,720円 ()	3,620円 ()	4,610円 ()
第 4 会議室	労働関係者 使用の場合	1,100円 ()	1,200円 ()	1,470円 ()	1,620円 ()	2,200円 ()	2,570円 ()
	その他の 場 合	1,200円 ()	1,310円 ()	1,620円 ()	1,780円 ()	2,570円 ()	3,040円 ()
日本間	労働関係者 使用の場合	420円 ()	520円 ()	730円 ()	1,100円 ()	1,200円 ()	1,310円 ()
	その他の 場 合	520円 ()	630円 ()	1,100円 ()	1,200円 ()	1,310円 ()	1,470円 ()

○静岡労政会館

区 分		利 用 料 金					
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分 から21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
ホール	労働関係者 使用の場合	19,430円 ()	23,310円 ()	28,500円 ()	38,970円 ()	50,750円 ()	62,380円 ()
	その他の 場 合	25,880円 ()	31,170円 ()	38,970円 ()	51,970円 ()	67,620円 ()	83,230円 ()
第 1 会議室	労働関係者 使用の場合	1,780円 ()	2,470円 ()	2,200円 ()	4,400円 ()	4,770円 ()	6,750円 ()
	その他の 場 合	3,040円 ()	3,980円 ()	3,510円 ()	7,070円 ()	7,490円 ()	10,680円 ()
第 2 会議室	労働関係者 使用の場合	1,780円 ()	2,470円 ()	2,200円 ()	4,400円 ()	4,770円 ()	6,750円 ()

	その他の場合	3,040円 (円)	3,980円 (円)	3,510円 (円)	7,070円 (円)	7,490円 (円)	10,680円 (円)
第 3 会議室	労働関係者 使用の場合	1,780円 (円)	2,470円 (円)	2,200円 (円)	4,400円 (円)	4,770円 (円)	6,750円 (円)
	その他の 場 合	3,040円 (円)	3,980円 (円)	3,510円 (円)	7,070円 (円)	7,490円 (円)	10,680円 (円)
第 4 会議室	労働関係者 使用の場合	1,780円 (円)	2,470円 (円)	2,200円 (円)	4,400円 (円)	4,770円 (円)	6,750円 (円)
	その他の 場 合	3,040円 (円)	3,980円 (円)	3,510円 (円)	7,070円 (円)	7,490円 (円)	10,680円 (円)
第 1 研修室	労働関係者 使用の場合	1,520円 (円)	2,100円 (円)	1,780円 (円)	3,770円 (円)	4,080円 (円)	5,760円 (円)
	その他の 場 合	2,570円 (円)	3,620円 (円)	3,150円 (円)	6,340円 (円)	6,920円 (円)	9,640円 (円)
第 2 研修室	労働関係者 使用の場合	1,520円 (円)	2,100円 (円)	1,780円 (円)	3,770円 (円)	4,080円 (円)	5,760円 (円)
	その他の 場 合	2,570円 (円)	3,620円 (円)	3,150円 (円)	6,340円 (円)	6,920円 (円)	9,640円 (円)
視 聴 覚 室	労働関係者 使用の場合	3,770円 (円)	5,080円 (円)	4,400円 (円)	9,010円 (円)	9,640円 (円)	13,570円 (円)
	その他の 場 合	6,020円 (円)	8,120円 (円)	7,070円 (円)	14,200円 (円)	15,190円 (円)	21,370円 (円)
展示室	労働関係者 使用の場合	3,770円 (円)	5,080円 (円)	4,400円 (円)	9,010円 (円)	9,640円 (円)	13,570円 (円)
	その他の 場 合	6,020円 (円)	8,120円 (円)	7,070円 (円)	14,200円 (円)	15,190円 (円)	21,370円 (円)
日本間	労働関係者 使用の場合	1,520円 (円)	2,100円 (円)	1,780円 (円)	3,770円 (円)	4,080円 (円)	5,770円 (円)
	その他の 場 合	2,570円 (円)	3,620円 (円)	3,150円 (円)	6,340円 (円)	6,920円 (円)	9,640円 (円)

○浜松労政会館

区 分		利 用 料 金					
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分 から21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
第 1 会議室	労働関係者 使用の場合	6,020円 (円)	8,120円 (円)	7,070円 (円)	14,200円 (円)	15,190円 (円)	21,320円 (円)
	その他の 場 合	14,770円 (円)	19,700円 (円)	17,230円 (円)	34,620円 (円)	37,030円 (円)	51,910円 (円)
第 2 会議室	労働関係者 使用の場合	3,200円 (円)	4,300円 (円)	3,770円 (円)	7,550円 (円)	8,170円 (円)	11,420円 (円)
	その他の 場 合	7,850円 (円)	10,580円 (円)	9,220円 (円)	18,490円 (円)	19,850円 (円)	27,820円 (円)
第 3 会議室	労働関係者 使用の場合	3,200円 (円)	4,300円 (円)	3,770円 (円)	7,550円 (円)	8,170円 (円)	11,420円 (円)

	その他の場合	7,850円 (円)	10,580円 (円)	9,220円 (円)	18,490円 (円)	19,850円 (円)	27,820円 (円)
第 4 会議室	労働関係者 使用の場合	3,200円 (円)	4,300円 (円)	3,770円 (円)	7,550円 (円)	8,170円 (円)	11,420円 (円)
	その他の 場合	7,850円 (円)	10,580円 (円)	9,220円 (円)	18,490円 (円)	19,850円 (円)	27,820円 (円)
第 5 会議室	労働関係者 使用の場合	2,100円 (円)	2,930円 (円)	2,520円 (円)	5,080円 (円)	5,500円 (円)	7,650円 (円)
	その他の 場合	5,350円 (円)	7,120円 (円)	6,180円 (円)	12,470円 (円)	13,410円 (円)	18,800円 (円)

○ 静岡県労政会館附帯設備利用料金表

区 分	利 用 料 金
ス ポ ッ ト ラ イ ト	1 時間につき 470 円 (円)
マ イ ク ロ ホ ン	1 回 3 時間まで 580 円 (円)
	1 時間増すごとに 100 円 (円)
C D デ ッ キ	1 回 3 時間まで 580 円 (円)
	1 時間増すごとに 100 円 (円)
D V D デ ッ キ	1 回 3 時間まで 580 円 (円)
	1 時間増すごとに 100 円 (円)
ビ デ オ プ ロ ジ ェ ク タ ー	1 回 3 時間まで 1,310 円 (円)
	1 時間増すごとに 370 円 (円)
コ ン セ ン ト	1 回につき 370 円 (円)

様式5-1 静岡県労政会館の指定管理に関する収支予算書（令和7年度）

法人等名

①沼津労政会館

(単位:千円)

項目		金額	内訳	備考
収入	県指定管理料収入			
	利用料金収入			
	その他			
収入合計				
支出	人件費			
	事務費	業務委託費		
		光熱水費		
		その他		
		公租公課		
支出合計				

※「その他」は、必要に応じて費目を細分化してください（②～④の表も同じ）。

②静岡労政会館

(単位:千円)

項目		金額	内訳	備考
収入	県指定管理料収入			
	利用料金収入			
	共益費収入			
	その他			
収入合計				
支出	人件費			
	事務費	業務委託費		
		光熱水費		
		その他		
公租公課				
支出合計				

③浜松労政会館

(単位:千円)

項目		金額	内訳	備考
収入	県指定管理料収入			
	利用料金収入			
	その他			
収入合計				
支出	人件費			
	事務費	業務委託費		
		光熱水費		
		その他		
		負担金		
	公租公課			
支出合計				

※「負担金」は、令和7年度見込額として9,080千円を記入してください。

④3館合計

(単位:千円)

項目		金額	内訳	備考
収入	県指定管理料収入			
	利用料金収入			
	共益費収入			
	その他			
収入合計				
支出	人件費			
	事務費	業務委託費		
		光熱水費		
		その他		
		負担金		
	公租公課			
支出合計				

様式5-2 静岡県労政会館の指定管理に関する収支予算書（令和7年度～令和11年度）

法人等名

①沼津労政会館

(単位：千円)

項目		金額					備考
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
収 入	県指定管理料収入						
	利用料金収入						
	その他						
収入合計							
支 出	人件費						
	事務費	業務委託費					
		光熱水費					
		その他					
	公租公課						
支出合計							

※「その他」は、必要に応じて費目を細分化してください（②～④の表も同じ）。

※ 県指定管理料収入は、見込額として、各年度とも令和7年度と同額を記入してください。

②静岡労政会館

(単位：千円)

項目		金額					備考
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
収 入	県指定管理料収入						
	利用料金収入						
	共益費収入						
	その他						
収入合計							
支 出	人件費						
	事務費	業務委託費					
		光熱水費					
		その他					
	公租公課						
支出合計							

③浜松労政会館

(単位：千円)

項目		金額					備考
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
収 入	県指定管理料収入						
	利用料金収入						
	その他						
収入合計							
支 出	人件費						
	事務費	業務委託費					
		光熱水費					
		その他					
		負担金					
	公租公課						
支出合計							

※「負担金」は、見込額として、各年度とも9,080千円を記入してください。

④3館合計

(単位：千円)

項目		金額					備考
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
収 入	県指定管理料収入						
	利用料金収入						
	共益費収入						
	その他						
収入合計							
支 出	人件費						
	事務費	業務委託費					
		光熱水費					
		その他					
		負担金					
	公租公課						
支出合計							

様式6

委任状

静岡県知事 鈴木 康友 様

構成員 所在地
名称
代表者名

㊞

所在地
名称
代表者名

㊞

下記のグループ代表者を代理人と定め、当グループが存在する間、次の権限を委任します。

受任者 所在地
グループ代表者 名称
代表者名

委任事項

- 1 静岡県労政会館の指定管理者の指定管理者申請関係書類の作成及び提出
- 2 静岡県との静岡県労政会館管理業務についての協定書の締結
- 3 静岡県労政会館管理業務についての指定管理料の請求及び受領

受任者印鑑

様式7

誓約書

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

⑨

静岡県労政会館の指定管理者指定申請にあたって、申請日現在において、下記の欠格条項のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- 2 静岡県から指名停止措置を受けている者
- 3 直近3年間の法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- 5 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の申立てがなされた法人等及び開始命令がされている法人等（平成17年6月改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた法人等及び開始命令がされている法人等を含む。）
- 6 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産の申立て（同法附則第3条によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産の申立てを含む。）がなされている者
- 7 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）がなされている者（ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法の規定に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあつては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。）
- 8 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てがなされている者
- 9 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、同法第33条第1項に定める再生手続開始が決定した場合にあつては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。）
- 10 静岡県労政会館指定管理者選定審査会委員と資本面で関連のある者
- 11 応募書類に虚偽の記載があること
- 12 その他不正な行為を行ったこと

なお、当該誓約内容に該当することとなった場合、それまで法人等が費やした費用を賠償することなしに、指定管理者選定手続きを継続する資格を静岡県が一方的に剥奪する権利を有することに同意します。